

ロスカット制度について（案）

	ミニ取引
制度の概要	<p>ミニ取引にあっては、リスク許容度が低い市場参加者に配慮し、予め委託者がロスカット制度を選択できるようにルール化する。</p> <p>（参考）ロスカット制度</p> <p>ロスカット制度とは、委託者と受託会員が予め合意した取引約款等に基づき、保有する建玉が、定められた時点において予め委託者が示した損失の限度に達した際には、取引約款等に定められた方法により仕切注文が執行され、「損失の限度」を超える損失が生ずることを極力防ぐことを目的とした制度。</p>